

平成29年度第2回

逗子市個人情報保護運営審議会

平成29年7月7日（金）

逗子市総務部情報政策課

平成29年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 平成29年7月7日（金）

午前10時00分～

場 所 逗子市役所5階 第4会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第12号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について
3. 個人情報事務登録簿について
4. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	立 川 丈 夫
副 会 長	安 達 和 志
委 員	篠 崎 百 合 子
委 員	森 田 明
委 員	海 原 弘 之

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

社 会 福 祉 課 副 主 幹 係 長 保 護	栗 原 達 也
-------------------------------	---------

事務局等出席者

総 務 部 長 次 官 （ 総 務 ・ 情 報 政 策 担 当 ）	梅 津 敏 郎
--	---------

情報政策課 担当課長	矢島小百合
情報政策課 係長	内田典久
情報政策課 非常勤事務員	尾崎美香

会議の公開・非公開の別 公開
 ただし議題（２）については非公開
 （逗子市情報公開条例第２０号第１項第２号に該当）

傍聴者 なし

配付資料

- ・第２回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・平成29年度第１回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・【資料１】諮問第12号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について
- ・【資料２】個人情報事務登録簿の変更状況集計表
- ・【資料３】市民税・県民税特別徴収税額通知書の誤送付について
- ・【資料４】個人情報保護条例の見直し等について（関東甲信越ブロック説明会資料）

午前 10 時 00 分開会

○立川会長 それでは、時間になりましたので、平成29年度第2回の個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づきまして、委員の過半数の方が出席の場合、成立ということになりますので、今回、全員おそろいになっておりますので、成立いたします。

それでは、本日の配付資料の確認から行いたいと思います。

事務局、お願いいたします。

(配付資料の確認)

○立川会長 何か不足した資料、ございますでしょうか。

よろしいですか。

じゃ、議題に入ります。

議題の1、逗子市個人情報保護運営審議会議事録についてを議題といたします。これも事務局のほうから、お願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 先日、校正依頼いたしました平成29年度第1回議事録ができ上がりましたので、ご確認いただければと思います。よろしく願いいたします。

○立川会長 既に皆様には校正をお願いして完了しておりますので、その箇所について、もし不備な点があればご指摘いただきたいと思います。

(議事録の確認)

○立川会長 何かお気づきの点、ございましたでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、今回、これをもちまして、議事録を確定いたしました。

あとは事務局で処理のほう、よろしくお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 ありがとうございます。

○立川会長 次に議題の2、諮問第12号 捜査関係事項照会書に係る個人情報の目的外提供及び本人通知の省略についてを議題といたします。

○矢島情報政策課担当課長 社会福祉課の職員を呼びますので、よろしくお願いします。

——社会福祉課 入室——

(非公開)

——社会福祉課 退席——

○立川会長 それでは、議題の２の審議が終了しましたので、ここからまた公開といたします。

議題の３、個人情報事務登録簿についてを議題といたします。

これも事務局のほうからご説明、お願いします。

○矢島情報政策課担当課長 資料２、個人情報事務登録簿の報告となります。本来ですと、前回の審議会で報告すべきものでしたが、確認できず、申しわけありませんでした。

こちらは公平委員会が新規で１件ありました。ですので、合計が642件の件数から643件に変更となります。

内容につきましては、３枚目の登録簿のほうをごらんください。逗子市行政不服審査会条例の一部が改正されまして、逗子市行政不服審査会の庶務が、総務部総務課より公平委員会事務局に改められ、４月１日から施行しています。

逗子市行政不服審査会の事務は、市長の権限に属する事務ですが、逗子市長と逗子市公平委員会の協議により、逗子市行政不服審査会に関することの事務を、公平委員会の補助機関である、公平委員会事務局に属する職員が補助執行することとなりました。

登録簿の内容ですが、実施機関としては逗子市公平委員会、事務局としては公平委員会事務局、保護責任者としては、書記の中で課長職の者になります。公平委員会事務局には事務局次長という役職の者がおりませんので、このような表現とさせていただきます。

機構改革によりまして、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会の事務局を組織的に統合しましたので、選挙管理委員会事務局次長兼監査委員事務局次長がそちらの課長職に該当いたします。

事務の名称は、行政不服審査会事務、事務の開始は平成29年４月１日からとなります。

総務課では、審査請求処理事務は既に登録済みであり、そちらの事務の行政

不服審査会に係る事務が公平委員会事務局で対応することとなったものです。

個人情報の収集目的は記載のとおりで、対象となる個人の範囲は請求人、関係人となります。

収集の時期、収集の方法等も記載のとおりとなります。

記録の名称につきましては、諮問書、答申書で記録の内容等は記載のとおりとなりますけれども、諮問の内容により、記録の内容は異なるということです。現在の諮問状況で記録されている内容にチェックが入っております。

行政不服審査法に係る審査庁の事務は総務課、第三者の立場から審査庁の採決の判断の妥当性をチェックする行政不服審査会の庶務を公平委員会事務局が行うこととなったためです。

こちら、以上でございます。

○立川会長 ありがとうございます。

この件について何かご意見ございますか。

よろしいですか。

もう、4月1日から行われているわけですね、実際には。

○矢島情報政策課担当課長 はい。申しわけありませんでした。

○立川会長 それでは、この内容で異議がないということにいたします。

では、議題の4、その他。

事務局のほうからお願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 4点ほどございます。

1点目は、資料はありませんけれども、番号法関係の条例改正の可決の報告となります。前回議題とさせていただきました番号法の一部改正に伴う逗子市個人情報保護条例の一部改正ですが、第2回逗子市議会定例会で可決され、公布されましたので、ご報告させていただきます。

そちらに伴い、解釈、運用基準につきましてもご審議いただきましたとおり、改正の手續をしましたので、あわせてご報告させていただきます。

ハンドブックにつきましては、機構改革や条例改正に伴い、改正された部分がかなりありますので、新しいものをと考えているところではあるんですが。すみません、なかなかそちらに手が回らない状況で、現在わかりづらく、大変申しわけないと思っております。情報公開条例のハンドブックとあわせ

て行いますので、もう少しお待ちいただければと思います。よろしくお願いいたします。

1点目は以上となります。

○立川会長 1点目は、何かありますか。よろしいですね。

それでは次、2点目、お願いします。

○矢島情報政策課担当課長 2点目につきましては、市民税・県民税特別徴収税額通知書の誤送付についてのご報告となります。

こちら、資料3となりますけれども、6月6日付でプレスリリースいたしました。平成29年度の市民税・県民税特別徴収税額通知書を誤って別事業所に送付してしまった事案が2件あったものです。

誤送付の概要につきましては記載のとおりですけれども、平成29年5月16日に一斉発送しました平成29年度市民税・県民税特別徴収税額通知書において、2名分について誤って別事業所に送付されたものです。税額通知には、住所、氏名、個人番号などが記載されており、誤送付した事業所からの連絡により、誤りであることが判明したものです。

誤送付した事業所は2事業所で、納税者は各1名ずつということです。

誤送付の原因としましては、1件目は事業所を特別徴収義務者として指定する際に、データに既に登録のあった同名の別法人の指定番号を誤って入力したことによるものです。2件目は、給与支払報告、給与所得者異動届出書に記載されました勤務先事業所について、誤って別の事業所のデータを入力したことです。

対応と再発防止に向けてですが、誤送付した税額通知書は速やかに回収しまして、送付すべき事業所へ改めて送付をし、今後はデータのチェック方法の見直しと強化を行いまして、適正な事務処理に努めてまいりたいとのことです。

情報政策課としましても、情報政策係では既に個人情報保護強化対策マニュアルを策定し、人的ミスの防止の観点からも規定をしておりまして、職員への周知徹底を図っているところですが、情報公開係としましても、研修内容の充実や、対象となる職員層をふやす等の工夫を行いまして、引き続き職員の意識改善に努めていきたいと考えております。

以上、ご報告となります。

○立川会長 ありがとうございました。

この件について何かご質問。

○海原委員 これはもうプレスリリースなので、ここに書きようがないんですけれども、一番下の黒丸、対応と再発防止で、再発防止って大体こういう書き方をするんですが、データチェックの方法と見直しの強化と適正な事務処理とか云々、これ、矢島課長のお話で非常によくわかったんですけれども、このデータチェックの見直しと強化だけを見ると、どういう話なのかなというのが、一般市民にわからないんですけれども。そういうのが理解はできるというふうに、まあこれ、プレスリリースなので、これはわかってはいて、聞いているので問題ないんですけれども。

○矢島情報政策課担当課長 1件目の内容につきましては、会社名が同じで、株式会社〇〇、〇〇株式会社ということで、思い込みです。

あと2件目もやはり職員の思い込みの部分があると思いますので、そちらのほうも、人的ミスなんですけれども、やはりチェック体制が2名、入力しましても必ずチェックを違う目でしているということなので、そちらがやはり、同じ会社名であっても、そこら辺も厳しくきちっとチェックできるように、思い込みで入力されていないかどうかとか、そういうようなところ、チェックリストも設けておりますので。データ入力後には入力原稿の内容と入力内容が一致しているかどうか確認をするということと、あと、送付時にも複数の職員での封入の確認。今回の場合はもう入力の時点のミスとなっておりますので、そちらはやはり、入力内容、きちっと合っているかどうかを、違う職員が違う目で、複数名いますけれども、チェックをしていくという形で対応しまして、強化を図っていきたいということです。

○海原委員 本当は大昔からやっているデータを1回打ち出して、目でチェックするということですよ。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね。入力画面を打ち出して、そちらのほうも。

○森田委員 この2件のうち1件は、同名の別法人の番号と間違っただけなんですけれども、今のご説明だと、何か株式会社、どっちにつくかみたいな、微妙

な違いはあったということなのですか。

○矢島情報政策課担当課長 そうなんです。同じ会社名なので、もう先に登録されている会社名で読んでしまって、後か先かわからないんですけども。会社名、株式会社がついて、ちょっとどちらかわからないんですけども、同じ名称だったものですから。最初に入力してあるところに入力してしまったみたいで。

○森田委員 だから、その問題は、固有名詞を判断するときに、厳密に見れば違うと疑えたのかなと思うので、そこを注意してくださいということと言えると思うんですね。

2番目のものは、誤って別事業所のデータを入力したというのは、これは何で誤ったのかわかるんですかね。

○矢島情報政策課担当課長 やはりこれも思い込みだと思うんですが、余り細かいことはお伝えできないですが、機関の名称が似ていたのかと思うんですけども。それもやはり。

○森田委員 それも正確に確認すれば違うということはわかったということですかね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○森田委員 であれば、再発防止のポイントとしては、固有名詞で似たようなことについて、同一かどうか注意することにはなるかなと思うんですけども。

○立川会長 なかなか、入力ミスというのはなくなるものなんですが、極力なくなるように工夫をしていただきたいと思います。

特に人間というのは融通がききますので、過去の経験からして、ああ、これはこうだろう、まあこれが人間のいいところでもあるんですけども、非常に機械的にやらずにやらないところは機械的にやらずにやらない。でもまあ、古くて新しい問題なんですけど、ぜひ今後、こういうミスがなくなるように、具体的に対策を進めていただきたいと思います。

○矢島情報政策課担当課長 申しわけありませんでした。

○立川会長 この2点目についてはほかによろしいでしょうか。

じゃ、3点目、お願いします。

○矢島情報政策課担当課長 3点目は資料4になりますが、平成29年6月14日に、中央合同庁舎第2号館におきまして開催されました、個人情報保護条例の見直し等に関するブロック説明会の概要報告をさせていただきます。

総務省地域情報政策室の課長補佐から説明、応答がございました。まず、個人情報保護法等改正法、行政機関個人情報保護法の改正法が、平成29年5月30日に施行されたこと。官民データ活用推進基本法が昨年度成立し、政府の官民データ活用推進基本計画が平成29年5月30日閣議決定され、都道府県による計画は策定が義務づけられ、市町村による計画は努力義務となっているので、今後、随時、情報提供をしていくこと。官民データを活用するという観点からの総合的な取り組みであり、改正法関係、個人情報保護担当だけでなく、情報政策の担当にも通達をし、より一層の連携が必要であるとのお話がありました。

説明会開催の趣旨としましては、現行の個人情報保護に関する法体系の中で、地方公共団体における個人情報の取り扱いのルールは、各地方公共団体の個人情報保護条例に定められているため、条例改正を促すものであり、また、大きな見直しを伴うものであるため、市町村の職員にも直接説明の場を設け、7月前半まで全国で説明会を開催するとのことでした。

規制改革推進会議、有識者検討会からの課題もあり、今後の動きも注視してほしいこと、また、非識別加工情報も含めた改正自治体は、その段階では1団体のみを把握しているということで、6月改正予定の自治体があるか、質問をその場でされましたけれども、挙手された団体はありませんでした。

きょうお配りした説明会資料に基づき説明がありまして、その後質疑応答がありました。内容的には非識別加工情報に関するものが主でしたがけれども、パーソナルデータの有用性をしっかりと活用するための手立てが必要であり、改正法は既に公布・施行されている。具体的な運用については動向を待つ点が大きいのではあるが、制度としては、既に施行されている。地方公共団体においては、個人情報保護条例の見直しを検討することが適当であるとのことでした。

また、次世代医療基盤法、特別法になりますけれども、そちらが成立しており、施行は政令で定めるとの説明がありました。

こちらのA4横判のカラーの資料7ページには、今回の法改正を踏まえたこれまでの助言、情報提供が記載してあり、改めて参照するよう、お話がありました。

また、8ページには地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会の開催状況等が記載されています。

9ページ、10ページは、こちら前回の会議の際にもお配りしました検討会報告書の概要がまとめられたものですが、10ページの一番下に書いてありますが、今後の課題として、「将来的には、地方公共団体共通の提案受付窓口や地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成を委託等できる仕組みを検討していくことも考えられる」となっていますが、今後、速やかに検討を開始したいとお話がありました。

それから11ページになりますけれども、こちら前回の会議の際にお配りしました、個人情報保護条例の見直し等についての総務省の通知の概要が記載されていますが、3つの論点、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入と、その他についてまとめられています。通知については、条例改正のイメージが参考資料として添付されていますけれども、各自治体の条例のつくりが違いますので、なかなかそのとおりの対応は難しいと思います。

それから12ページ、13ページ、14ページが、関連する閣議決定が載っております。まず12ページでは、個人情報の保護に関する基本方針と、あと下の段、未来投資戦略2017が記載されていますが、こちらの未来投資戦略の下の段、「地方公共団体が共同して非識別加工情報の作成の委託を行える仕組み等の検討を行い、本年度中に結論を得る」と、政府の決定では、本年度中に決定を得るとなっていることですので、こちらについても注視をしてほしいとのことでした。

それから、13ページ。13ページでは、官民データ活用推進基本計画。こちらにおいても、太字の下線部分になりますけれども、「平成29年度に非識別加工情報の作成を共同して委託できる仕組み等の検討を行い、結論を得る」とされております。

それから、14ページでは、規制改革実施計画。こちらでは、aで下線太字の

部分になりますけれども、「当面は先進的な地方自治体における条例整備を推進しつつ、立法措置による解決という可能性についても、地方自治体の意向を十分に踏まえて検討する。」

bで、こちらも下線太字の部分になりますけれども、「地方自治体から非識別加工情報の作成を受託する共同受託機関の設置又は創出を促すための取組を行う」とされまして、同じ14ページの下段になりますけれども、実施時期としましては、aは、意見交換の実施は平成29年度上期措置、立法措置による解決という可能性の検討は平成29年度結論とされています。

また、bは、立法措置による解決という可能性の検討と並行して検討し、平成29年度結論とされております。こちらについては、今後しっかりと情報提供を行っていくとのお話がありました。

15ページは官民データ活用推進基本法の概要を記載しているということでした。

以上がこちらのA4判の説明会資料に基づいた説明概要となります。

また、その後続けて、前回の会議の際にもお配りしました、個人情報保護条例の見直し等についての総務省の通知と、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書に基づきましてお話がありましたので、概要をご報告いたします。

まず、通知の2ページをお開きください。まず1点目の、個人情報定義の明確化等のうち、個人情報の定義の明確化については、個人識別符号の定義について、個人情報保護条例においても、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることが適当とされています。こちら、報告書では3ページ、4ページになります。

それから、通知の3ページになりますけれども、他の情報との照合については、個人情報保護条例においても、行政機関個人情報保護法と同様に、照合の容易性を要件とはせず、個人情報に他の情報との照合により、特定の個人を識別することができるものを含むことが適当であるとされています。こちらは、検討会の報告書では4ページから7ページにあります。

それから、死者に関する情報の取り扱いについては、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において、地域の特性に応じて適

正に判断する必要があるとされています。こちらにつきましては、逗子市においては死者に関する情報の取り扱いにつきましては、平成10年、平成16年、答申において触れておりますので、次回以降の検討の際に、またそちらのほうはご提示させていただきます。検討会の報告書では、7ページ、8ページに記載されています。

次に、2点目の要配慮個人情報につきましては、要配慮個人情報の定義については、個人情報保護条例においても、要配慮個人情報の定義には法改正により、要配慮個人情報と規定された情報を含めることが適当であるとされています。報告書では9ページから12ページとなっております。

それから通知、4ページになりますけれども、個人情報ファイル簿等への記載につきましては、地方公共団体においても個人情報ファイル簿等に要配慮個人情報の有無を記載することが適当であるとされています。

また、要配慮個人情報の収集制限につきましては、行政機関個人情報保護法の趣旨を踏まえながら、各地方公共団体において、地域の特性に応じて適切に判断する必要があるとされています。こちらについては、現在、多くの個人情報保護条例については、センシティブ情報の収集制限がされておりました、要配慮個人情報の収集制限を行うことは、国の個人情報の保護の範囲を超えているので、改正に伴いまして、収集制限をどうするかは、個別具体的な判断が必要であるとのことでした。報告書では14ページに記載されています。

それから3点目の、非識別加工情報の仕組みの導入についてになりますけれども、通知、5ページになりますが、まず基本的な考え方ですが、先ほど触れましたけれども、医療分野については次世代医療基本法、正式には、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律が公布されていること。それから、議論の出発点となりますが、報告書の16ページから19ページまでに、非識別加工情報の活用意向等に関する調査を行ったとの説明等がありました。

それから、個人情報の見直し、基本的な考え方としては、民間部門、国及び地方公共団体で、匿名加工情報及び非識別加工情報の定義、加工の基準等は、同等の内容であることが適当である。それから、加工の基準を定める際には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第4章の2の規定による、

行政機関非識別加工情報の提供に関する規則第11条に定める基準によることが適当であるとのことでした。実質的に国と同等の規定の導入ということです。こちら、報告書では、20ページ、21ページに記載されているところです。

それから次に、個人情報保護運営審議会等の役割ですけれども、国、民間は個人情報保護委員会が加工及び安全確保措置の基準等を定め、取り扱いに関する監視・監督を行います。地方は権限外となっているとのことです。地方公共団体においては、加工及び安全確保の措置の基準を設けるときには、審議会等に諮問し、意見を聴くことが適当であり、提案の審査に当たっても、有識者の意見を聴取することが望ましいとされております。ですので、人的な確保が必要であるとのことでした。今後においては、共同設置について検討する場面も考えているということで、小規模団体の取り組みについて、必要な支援があれば相談等対応していきたいとお話がありました。こちら、報告書では21ページから28ページまで触れています。

それから、通知の6ページの個人情報ファイル簿の作成・公表につきましては、通知では非識別加工情報の仕組み導入に当たっては、個人情報ファイル簿の作成が適当としています。報告書では25ページから27ページになります。

それから、通知の7ページになりますけれども、非識別加工情報の作成対象情報ですけれども、行政機関情報公開法と情報公開条例で不開示情報の範囲が異なる場合においては、個人情報保護条例において、非識別加工情報の作成対象の範囲が狭くならないように、情報公開条例の不開示情報の中に非識別加工情報の作成対象となるものが、対象とすべきものがないか、行政機関個人情報の趣旨を踏まえながら適切に判断する必要があるため、各団体においてよく確認してもらう必要があり、適切に判断を願いたいとお話がありました。こちらは報告書では27ページになります。

それから、非識別加工情報の仕組みの円滑な導入につきましては、2点論点があるということで、1点目は、スモールスタートということで、新しい制度を導入という観点から、スモールスタートが適当であるという議論がなされたということです。こちらは報告書の29ページに記載されています。

それから2点目は、個人情報ファイル簿。こちらにつきましては、個人情報

ファイル簿の作成を待つことによって、非識別加工情報の仕組みの導入がおくれる場合については、当面、個人情報取扱事務登録簿により提案を募集すること、また、非識別加工情報の対象となる個人情報ファイルかどうかの判断を待つことにより、仕組みの導入がおくれる場合には、当面、提案の審査時に当該判断を行うことも考えられるとされています。報告書では30ページになります。

それから、通知、7ページになりますけれども、他の地方公共団体における非識別加工情報の利用に関する契約の解除については、検討会開催中には国の運用がはっきりしていなかったため、報告書にはまとめられていませんけれども、当該解除に係る情報を、総務省は収集及び提供できることとしたいとのお話がありました。

非識別加工情報の仕組みについては以上となりますけれども、通知8ページ、9ページに基づいて、罰則についてと、オンライン結合制限についてと、情報公開条例見直しについてのご説明がありました。

その後、質疑応答の時間が設けられますので、そちらの概要を簡単にご報告させていただきます。

8人から質問等がありました。概要となってしまうのですが、お一人目は、現在も特定の個人に結びつかない情報として、個人情報の目的外提供には該当しないというご判断で情報の一部を活用しているので、現行の条例のままでも対応できるのでは、と考えているとの質問がありました。こちらについては、今回の制度導入は、民間事業者からの提案を前提としているデータの利活用であるので、制度導入はしてほしいということで、各政策の中で資料、データをつくられてきた経緯は理解するけれども、新しい仕組みについてはしっかりと対応してほしいとの回答でした。

それから2人目は、制度の趣旨は理解するけれども、制度の導入という結論ありきではないと考えている。十分検討した上での制度の導入をしていきたいので、しっかりと情報提供をお願いしたいとのお話がありました。そちらについては、各団体の政策上どう位置づけるかという点もあるけれども、加工の基準をつくるということであり、技術的な支援、サポートが必要だとは考えているとのことで、結論ありきというつもりはないけれども、国の提案

募集はまだとはいえ、既に制度が始まっているので、しっかり検討した上で導入していただきたいということで、よろしくお願いしたいとの回答でした。

それから3人目は、提供に向けた契約の締結について、どのような契約に位置づけられるのかとのことで、こちら随意契約なのか、そこら辺も含めてということでの質問でした。こちらについては後日お答えするとの回答がありました。

それから4人目は、現状では個人情報ファイル簿は、ほぼ、特定個人情報が対象で、番号法との関係で提供ができないのではないかと、除外規定ができるのか、特定個人情報ファイルも、加工情報の対象という考えかということでご質問がありました。こちらについては、検討会でもこのような論点が出てこなかったということで、番号法をこれに伴って改正する予定はないということで、整理をする必要があるので、時間をいただきたいとの回答でした。こちらは個別に確認をしてみるとのことでした。条例なので、法律を超えての対応は無理と考えているとの回答でした。

それから5人目は、条例改正の時期についての質問で、当初、非識別加工情報を除いて対応したいと考えていたけれども、スモールスタートのお話や、先ほど資料12、14ページの検討もあるということなので、結果を待ったほうがよいかということの質問だったのですが、回答は、導入するに当たっては工夫をしていただき、可能な限り速やかに対応してほしいということで、未来都市戦略、規制改革実施計画での課題結論は今年度末となっているが、いずれにしても、通知に基づいて条例整備を進めていただきたいとの回答でした。各自治体の作業に混乱が生じないようにとは考えているけれども、検討結果を待たないと対応できないとは考えていないので、速やかに対応してもらいたいとの回答でした。

それから6人目は、先ほどの番号法との関係ですが、番号法第3条第1項第4号で、特定個人情報の提供について、難しいのではないかと考えているので、再度となるけれども、確認していただきたいとの質問がありました。それから、非識別加工情報と法令上の守秘義務の観点について、国の示している加工基準に沿って対応すれば、法令上の守秘義務の対象とならないかというご質問がありました。そちらの団体は国税庁の募集対象ファイルを画面で

確認したようで、何百件あるうちで、募集対象ファイルがわずか3件だったので、こちら守秘義務の関係が何かあるのかと思ってご質問をなされたということでした。

そちらの回答は、番号法の関係は先ほどと同じで確認をするということで、加工の基準のあり方についてはケース・バイ・ケースになるけれども、今後、より丁寧に、具体的に対応していく必要があると考えているので、連携を密にしていきたいということでした。個人情報保護委員会規則では5つ例示されているけれども、事務局レポートを参考に、あとは個別具体の判断とされているので、対象ファイルについては情報公開との絡みや、行政運営上の適正な事務の遂行という観点から、対象範囲を定める。守秘義務が全く関係がないとは思わないけれども、国税庁の関係は守秘義務があるからその結果になったとは思っていないという回答でした。

それから7人目は、先ほどの資料14ページの規制改革実施計画の実施時期のaの意見交換の実施、平成29年度上期措置は、きょう、当日の説明会の件かとのことご質問がありました。それから、非識別加工情報の検討でネックになるのはデータマッチングで一致してしまう懸念があるということで、加工情報の基準のみでなく、委員会の認証等いただけるとありがたいというお話があって、そちらの回答につきましては、意見交換の上期措置については、当日の説明会のことではないということで、別途知らせるということと、加工基準等は各自治体で適切に判断してほしいということで、国が関与することは今のところ考えていないというお話がありました。

それから8人目は、非識別加工情報の導入について、論点を整理中なので、別のブロック説明会での論点をぜひフィードバックしてほしいという、これはお願いだったんですが、こちらについては検討させていただきたいとの回答でした。

ちょっと長くなりましたけれども、以上が説明会の概要となります。

本市におきましても、法改正を受けまして、検討が必要と考えておりますが、こちらの、今までの情報も含めまして、非識別加工情報を含めての検討は、事務局サイドでは現段階では難しいのではないかと考えております。事務局としての考えをきちんとお示しして検討をしていただきたいと思っております。

すので、次回までには、非識別加工情報を除いた形ですが、対応していきたいと思っております。

前回の会議でもお話ししましたが、現在の逗子市の条例の個人情報、他市で定義する保有個人情報で、一般的な個人情報を個人の情報と表現していますので、そちらの整理も必要と考えております。

また、要配慮個人情報とセンシティブ情報の関係や、収集制限などにつきましても、非識別加工情報を除いても検討しなければならない点が多いので、考えを整理してお示ししたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上が説明会の資料と今後の事務局の考えです。よろしくお願いいたします。

○立川会長 ありがとうございました。

○森田委員 市の条例改正の案というのは、いつぐらいの段階で。こちらに今ある分、それはどれぐらいになりそうですか。

○矢島情報政策課担当課長 条例改正を今年度中というのはちょっと、目標にはしたいんですけれども、案までを今年度中にきちんとできればと考えておりますので。次回の会議のときには、非識別加工情報を除いた形で、何らかの案をお示しして、その後、条例改正に向けてはパブリックコメントや当審議会への諮問も必要と考えておりますので、今年度中に条例改正ができるかどうかというのはちょっと。回数をふやさないといけないのかどうかとか、そこら辺もありますので、厳しい状況にはあるんですけれども、頑張っていきたいと考えております。

あと、他市からもご質問等がありまして、お電話でお聞きした状況では、やはり、他市も非識別加工情報はちょっと。先ほどの情報もありますので、除いて、今年度中というような状況。提案は今年度中という検討をなされているところもあるような情報をいただいていますし、鎌倉市さんも6月議会にかけるようなお話もあったのですが、ちょっとそちらはまだしていないと。

ただ、ずるずるとしているわけにもいきませんので、こちらの情報、非識別加工情報と並行しながらになりますけれども、やはり条例改正に向けて検討はしなければいけないと思いますので、ぜひご協力のほうを、ご審議のほうをお願いしたいと思います。

○内田情報政策課係長 他の市では来年3月議会前にはなんとかしたいとの話もありました。

○矢島情報政策課担当課長 資料ができていないと、どのところを整理しなければというがあるので、きちんと資料をとっているんですが、すみません、日々の業務もありまして、おくれてしまっているところがあるんですけども。

○森田委員 今、神奈川県で、県は、条例がまだ通ってはいないかな、一応条例案までできていて、それは非識別加工情報を除いた形で、個人情報の定義とか、要配慮個人情報の定義とかもしているんですけども、特に要配慮個人情報については、もともとの自治体側の規定との調整が必要で、かつ、審議会で取り扱っていくということを、決めているわけですよ。それを見直さないといけないということになってしまうので、神奈川県の審議会ではその作業が非常に膨大な量になって、半年ぐらいの間に、何百件かあるやつを、もう一度見直して改めて、取り扱いを認めるかどうかを審議会で諮るということをやらないといけない。

したがって、条例改正したらしたで、そういった結構面倒な作業が次に来ますので。

○矢島情報政策課担当課長 神奈川県さんはセンシティブ情報の中に要配慮個人情報を含めたという形なんでしょうか。

○森田委員 従来のセンシティブ情報の規定と要配慮個人情報とをすり合わせて、やっぱりずれがあるので、特に要配慮個人情報の、例えば犯罪被害者情報は従来はなかったものですから、それについては新たに取り扱いをするかどうか諮る。

あるいは、従来は取り扱いを認めていたものを、新しいそのタイプのどこに当てはまって、それに従って改めて審議会へゴーサイン出すなら出すという、その整理をしなきゃいけないということなので、なかなかこれは大変な作業になって、審議会の議事録等、ホームページに載っているのを見ていただくと、何をやろうとしているかはわかると思うんですけども。

○矢島情報政策課担当課長 そうですね、神奈川県さんの、参考にさせていただきたいと思いますが、議会の状況も確認させていただいて、審議中なのか、

審議終わって、まだ載っていないのか、議案はまだ載っていないんですけれども、随時確認していきたいと思っております。

また何か情報がありましたら、いただけるとありがたいと思っています。

○立川会長 この件について、ほかに何かご意見、ございますか。

大変な作業なんです、やらざるを得ないわけですね。

○矢島情報政策課担当課長 はい。

○立川会長 ぜひ頑張って、お願いいたします。

それでは、4番目のその他、お願いいたします。

○矢島情報政策課担当課長 4点目は日程調整になります。以前より、9月は12日の火曜日の午後と予定していたんですけれども、実は申しわけないんですけれども、議会の日程を考慮しますと、中旬はちょうど決算の審査時期に当たっておりまして、担当所管の出席も難しく、事務局のほうも審査に出る場合がありますので、対応が難しくなる可能性がありますので、事前に調整いただけないかと思っております。

当初12日ということですが、そちらはちょっと難しいので、案としては。

○内田情報政策課係長 今、候補日が10月5日木曜日午後か、あと9月の25か26、月、火なんです、このあたりいかがでしょうか。

(日程調整)

○内田情報政策課係長 では次回9月26日、火曜日の午後、また2時からということよろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○立川会長 それでは、その他、よろしいですね。

それではきょうは午前中、ご苦労さまでございました。

これで閉会といたします。

午前11時45分閉会